

平成十九年九月二十八日（金曜日） 財政委員会質疑 佐藤広典

○佐藤委員 今定例会に提出されております契約案件である妙正寺川整備工事は、技術提案型の総合評価方式を使って業者選定が行われた案件です。総合評価方式については、既に技術提案型と施工能力審査型という二つの方式が実施されております。それに加えて、ことしの七月二十六日に、都は、技術力評価型の総合評価方式を発表いたしました。

今後、この制度を試行していくとのことですが、今回、都が発表した技術力評価型は、複雑な制度といえます。各局が委員会を開催し、選定を行うわけでありましたが、円滑な運営ができるまで若干時間がかかるかもしれません。各局が制度になれるまで、各局の委員会に対して財務局から人を派遣しアドバイスするといった取り組みや、制度のマニュアルをつくるなどといった取り組みを行ってはどうかと思いますが、見解を伺います。

○竹本参事 技術力評価型総合評価方式についてのお尋ねでございます。

先ほど鈴木委員に答弁したとおりでございます。施工能力審査型に比べますと技術的に難易度の高い工事を対象とするため、評価の項目数は多くなっております。しかし、技術提案型に比べますと容易に評価できる仕組みとなっており、決して複雑な制度ではございません。これまでも各局とは意見交換を重ね、要綱等をつくってきた経緯もあります。既に各局における制度の理解は相当程度進んでいると考えております。

制度の運用に当たっては、財務局で作成した要綱に基づき、各局はそれぞれの実情を踏まえて実施要領を作成いたします。この要領に基づき各局内での十分な周知が図られるものと考えております。

○佐藤委員 今回、技術力評価型を導入する目的の一つに、工事の品質を確保するという目的があります。工事の品質を確保するには、やはり現場でどのような施工がなされているかということが大きく影響します。私が伺ったところ、現状では、実際に施工する職人に対しての報酬が非常に安い金額に抑えられているそうです。

今回、選定方法を変え、技術力評価型を導入したとしても、実際に施工する職人に対する労務単価が適切に支払われなければ、工事の品質確保につながらないのではないかという問題意識を持っております。より高い品質を確保するためにも、今の制度を変え、実際に施工する職人に対して適切な報酬が保証される仕組みが不可欠です。

つきましては、労務単価については、実際に働く職人に対してどれくらい支払われているのか、実態調査を行うべきと強く要望いたします。

また、調査を行い、実際に払うべき労務単価を支払っていない場合は、しかるべき対策をとって適切な労務単価が支払われるような制度をつくるべきと考えます。

続きまして、技術力評価型の評価項目について伺いますが、事故及び不誠実な行為の有無という項目がありますが、過去のどれくらいの期間が対象であり、どれくらいの行為を対象とするのでしょうか。お答えください。

○竹本参事 事故及び不誠実な行為の有無の評価に当たっては、過去三年の間に東京都における指名停止措置を受けている者は減点とするものでありまして、具体的には、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱別表に掲げてあるとおりでございます。

○佐藤委員 対象期間は三年とのことではありますが、過去の不誠実な事実に対して、再発がないよう対象期間を長く罰則評価することが必要だと思っております。

今回、技術力評価型の総合評価方式を試行すると発表したわけですが、全国知事会では、談合防止改革指針で、予定価格が一千万円以上の工事については一般競争入札を行うよう提案しております。

三十三の道府県では、二〇〇七年度じゅうに一般競争入札の対象工事を拡大するとのことです。総務省、国土交通省は、都道府県に対し、知事会の指針を踏まえ適切な措置をとるよう要請したとのことでありますが、なぜ都では予定価格一千万円以上の工事について一般競争入札を導入しないのか、見解を伺います。

○竹本参事 入札契約の執行に当たりましては、何よりも都民、納税者の利益保護が図られなければならないのは当然でございます。このため都は、公正性、経済性、品質確保の三つを基本原則として、総合的に入札契約制度を改善し適正な運用に努めております。

入札方式につきましては、一般競争入札に加えて、一般競争入札と同様の公募を行う希望制指名競争入札方式によりまして、公正性、透明性、競争性の確保を図っております。今後も都民、納税者の立場に立ち、より適切な入札契約制度の実現に向けて取り組んでまいります。

○佐藤委員 一度に予定価格一千万円以上の工事にまで一般競争入札の対象工事を拡大するというのは難しいかもしれませんが、都として、引き続き一般競争入札の対象工事を拡大するよう取り組んでいただくことを強く要望いたします。

数点、質疑をさせていただきましたが、最後に申し上げます。

私は、この二年間、財政委員会において何度となく入札制度についての提言をさせていただきました。といいますのは、組織というものは予算を使って事業を進めます。予算を使う際には契約を行うわけであり、その契約行為を規定する入札規則は、単に業者を選ぶだけでなく、組織の仕事の

仕方を規定するといっても過言ではないと思っております。だからこそ、契約に関する制度の設計と運用に関しては、厳しくあっていただきたいと願っております。

今後、技術力評価型を実施するわけですが、その結果をつぶさに公開し、定期的によりよい制度になるよう改善されるよう強く要望いたします。

二年間にわたり、財政委員会におきましてさまざまな議論をさせていただきましたが、委員の皆様、そして局の皆様のご協力に感謝申し上げ、私の質疑を終わります。